

平成21年 3 月 31 日

於：農林水産省三番町共用会議所

食料・農業・農村政策審議会

食糧部会速記録

目 次

1. 開会	1
1. 委員出欠状況報告	1
1. 部会長あいさつ	1
1. 総合食料局食糧部長あいさつ	1
1. 議事の進め方について	2
1. 議題	
(1) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の変更について	3
(2) 「麦の需給に関する見通し」の策定について	24
1. 総合食料局長あいさつ	32
1. 次回開催日程について	33
1. 閉会	33

開 会

○石塚米流通調整官 予定の時間がまいりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

委員出欠状況報告

○石塚米流通調整官 本日の委員の皆様の出席状況でございますが、福代委員におかれましては所要により御欠席ということを事前に御連絡いただいております。

なお、立花委員及び深川委員におかれましては、若干遅れてお見えになるということでございます。

その結果、全体の3分の1以上の委員に御出席をいただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定によりまして、本部会は成立いたしております。

部会長あいさつ

○石塚米流通調整官 それでは、この後の議事につきましては林部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○林部会長 皆様、おはようございます。本日は米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）及び麦の需給に関する見通し（案）につきまして、御審議いただくことにしております。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開ということでございます。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめた上で公開させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総合食料局食糧部長あいさつ

○林部会長 それではまず、開会に際しまして総合食料局食糧部長よりごあいさつをいただきます。

○奥原食糧部長 おはようございます。食糧部長の奥原でございます。開会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の議題は、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針と、麦の需給に関する見通しでございます。これにつきまして御審議をお願いしたいと考えておりますが、今回、米の基本指針に関連いたしまして、ミニマム・アクセス米につきまして少し体

系的に整理をした資料も用意をいたしました。昨年、事故米で大変御迷惑をおかけいたしました。昨年は事故米の問題、WTO交渉の関係で、輸入米についての関心はかなり高まったと思っております。断片的な情報だけで議論しますときちんとした整理ができませんので、これまでの経緯を含めまして、どういう輸入をしているか、それからどういうふうに販売をしているか、また、現在輸入米をめぐる状況がどういうふうになっているかといったことも含めまして、少し体系的な整理をした資料を出すことにしておりますので、これにつきましても意見交換をお願いしたいと思っております。

現在、国会に米関係の3つの法律を出してございます。略称で米粉・エサ米法案、米のトレーサビリティ法案、それから、食糧法の改正案という3つの法律を出しております。既に衆議院では全会一致で通過をしております。参議院の審議はまだ始まっておりませんが、そういう状況になっております。米粉・エサ米といった非食用の米を振興していくという大きな方針を出しておりますし、それから昨年の事故米の反省も踏まえまして、トレーサビリティなりあるいは原産地表示といったものをきちんとやっていく、流通を適正にするという観点も含んだ法律になっております。この3つの法律につきましても後ほど説明をさせていただきますので、これにつきましても意見交換をお願いできればと考えております。

本日のテーマは以上でございますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

○林部会長 ありがとうございます。

議事の進め方について

○林部会長 それでは、本日の議事の進め方につきまして確認したいと思います。まず最初に、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）とあわせて、参考資料のミニマム・アクセス米に関する報告書、また米関係3法案につきまして事務局から説明をしていただき、委員の皆様からの御意見、御質問を頂戴した上で、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）について適当であるかどうか決議したいと思います。

続きまして、麦の需給に関する見通し（案）についても資料の説明を事務局からしていただき、委員の皆様の御意見、御質問を頂戴した上で適当であるかどうか決議したいと思います。事務局並びに委員各位におかれましては、限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、円滑な進行に御協力いただきたいと思います。

全体としては12時ごろまでに終了する予定でございますが、今申し上げたような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めます。

議題

(1) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の変更について

○林部会長 早速ですが、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のございました米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）について、事務局から諮問文書の読み上げを行っていただき、引き続き基本指針（案）と参考資料の説明をお願いいたします。参考資料2のミニマム・アクセス米に関する報告につきましては、昨年の事故米問題などを契機にMA米について国民の関心が高まっておりますが、MA米の仕組みについては必ずしも十分に国民の皆様には理解されていないと思います。そのような中で、この報告書はMA米の経緯や基本的な仕組みなどを農林水産省においてわかりやすく整理した上でまとめたということですので、この場でも御説明いただきたいと思います。

また、米関連3法案につきましては、農林水産大臣が米穀の新用途への利用の促進に関する基本指針を作成するに当たり、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くことになっております。前回、米流通システム検討会の中間取りまとめの報告をいただいているところでありますので、これらに係る3法案と米粉、飼料用米など米の新用途の現在の状況について、事務局から御説明いただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが説明をお願いいたします。

○枝元計画課長 それではまず、資料1にございます米の指針に関する諮問を読み上げさせていただきます。

20総食第1098号

平成21年3月31日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、早速でございますが、資料2「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして説明をさせていただきます。基本指針そのものは7月に制定をいたしまして、11月、3月に改定をするということですが、3月の指針そのものは7月にまとめまして、11月に改定いたしました指針に大きな変更はござい

ません。簡潔に説明をしたいと思います。

まず1ページでございますが、第1の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」のところは、前回の表現と変えてございません。

第2「米穀の需給の見通しに関する事項」につきまして、表1のように需給を見通してございます。年を明けまして若干米の消費が減速気味だという感じはございますが、大きく需給が乱れているというふうには認識してございません。第2につきましても特に変えてございません。なお、ここで政府備蓄米につきまして、主要の生産量なり需要量、米の政府備蓄米の売り買いの関係でございますが、この資料の6ページ、参考統計表の3に20年産につきまして政府が買入れた結果が載っております。10万トン強につきまして、買入れを2月にさせていただきました。これにつきましては、今年は豊作でございます、豊作の場合には集荷円滑化ということで通常豊作分を隔離しますが、今回、集荷円滑化対策の対象になるような豊作過剰が発生いたしました34の道府県で、その豊作分10万トンにつきまして、ちょうど備蓄との隙間も10万トン強あったということもございまして、買入れさせていただきました、備蓄運営の適正化に資するというものでございます。

なお、売りのほうは、一番最後の10ページに政府米の販売につきまして載せてございます。19年産につきましてはいろいろな課題がございまして、試行販売ということで6月から開始をいたしておりますが、その販売量はこのようなになっているということでございます。

本文に戻っていただきまして、1ページでございますが、第3の備蓄の運営に関する事項も、前回と特に変更はございません。

今回一番変わってございますのは、2ページの第4「米穀の輸入数量及び種類別の数量に関する事項」でございます。米穀の輸入につきましては、年度単位で計画を立ててございます。11月の指針では20年度の話が載ってございましたが、平成21年度の輸入予定数量ということで、今回改定をさせていただいております。ただし、WTO農業交渉は御案内のとおり、まだ継続中でございます。新たな合意ができるまでアクセス数量につきましては12年度の水準が維持されるということでございますので、21年度の輸入予定数量につきましても77万玄米トンとしたいということでございます。また、SBSにかかわる部分につきましては予定数量10万トンということです。指針では第4が21年度ということで変わってございます。

第5「平成21年産米における都道府県別の需要量情報」は、いわゆる生産調整にかかわるものでございます。これにつきましては恐縮でございますが、参考資料1という横の資料の5ページを見ていただければと思います。11月にいろいろ御議論いただきまして、需要量情報を設定させていただきました。その後整理いたしまして、20年産につきまして生産調整の取り組み状況がきちんとまとまりましたので、この場で報告をしておきたいと思います。都道府県別に載っておりますが、20年産米につきましては、19年産より水稻の作付面積が約4万ha減少いたしました。しかしながら、目標との関係でいきますと、約5.4万haオーバーしているという状況でございます。な

お、生産調整目標の達成県自体は、昨年より11県増加いたしまして、27都道府県となったところでございます。いろいろ御議論いただきまして、昨年生産調整についていろいろな働きかけをいたしましたが、結果としてはそのような状況になっているということでございます。

21年産に向けまして、11月にお決めいただきました方針に基づいて現在各地の取り組みを進めているところでございますが、部長からのあいさつの中でもございましたが、水田をフルに活用しようということで、4ページ一番下の図を見ていただきますと、この過剰作付の5.4万ha部分、これは20年産でございます。作物別には出ておりませんので平成19年のほうを見ていただきますと、右の青いところの左のところ、地力増進作物とか調整水田、いわゆる水だけはっているとか、生産性があまり高くないような作物を植えているものが20万haぐらいございます。こういうところを麦、大豆等のこれまでの主力の生産物に加えまして、例えば米粉用のお米とかエサ用のお米とかいういわゆる主食用以外のお米という形での生産調整も含めまして、水田をフルに活用していく。また、水稲の裏に麦を作付けしていくということで、自給率また自給力の強化に結びつけていきたいということで、今、法案も提出しているところでございます。これは後ほど説明させていただきます。こういう状況で今を迎えているということでございます。

同じ資料の8ページでございますが、そういう中で、昨年から取り組み始めました都道府県間の調整につきまして、前回お認めいただきました計算方式例で都道府県別の需要量に関する情報を作成した後に、各都道府県からそれぞれお米を作りたい県、お米以外のものを作りたい県ということで、申し入れをいただきました。

その結果といたしまして、昨年より1,940トン増加いたしました9,520トン进行调整したところでございます。また、左のほうの目標削減都道府県、いわゆる生産調整を拡大するところでございますが、昨年は佐賀県の1県でございましたが、今回3県に増えました。また、お米の生産を増やしたいというところが右にある5県でございます。この間で、産地づくり交付金も含めまして、9,520トンの約1,800ha相当を調整させていただいたところでございます。

それが基本指針のほうの本文の2ページ、第5「需要量に関する情報について」の「また」以下につきましては、11月からの表現を改めさせていただきますと、今説明いたしました県間調整の結果を文章で載せてございますとともに、7ページに県間調整後の需要量情報につきまして記載させていただいているところでございます。

基本指針につきましては、そういう意味では第4、いわゆるMAの輸入予定数量を21年度77万玄米トンと改定をしているというところが主なものでございます。

以上が基本指針の説明でございます。

続きまして、縦紙の参考資料2「ミニマム・アクセス米に関する報告書」ということで、今回の3月の指針はMA米の予定数量が中心になるということもございまして、また非常に御迷惑をおかけいたしました事故米の関係で、MA米についての情報が非常に不足しているというお話等を委員からもいただいたところでございます。本日こ

れを説明することによりまして公表をいたしまして、さまざまな機会で生産者、また消費者の皆様方に説明をし、かつ国民的な議論につなげていければと考えてございます。こういう取り組みは初めてでございます。

簡潔に説明したいと思えます。まず、ページをめくっていただきまして1ページ、目次がございますが、体系的にできるだけわかりやすくということで、今回の資料自体はできるだけ客観的なことを書いてございます。こうしたいとかああしたいとかいうところはございませんで、MA米というのはどういうものなのか、どういうふうに買ったり売ったりしているのか、今交渉がどうなっているのかということをごだけわかりやすく説明するために作ったものでございます。そういう意味では1の経緯、2の輸入、3の販売、4のMA米をめぐる問題と整理をしたところでございます。

その目次の右でございますが、輸入に至る経緯でございます。ここには簡潔に趣旨を書いてございます。まず、MA米自体は、当然ながら日本ではお米を自給できる体制が整ってございますので、食料政策なり農業政策の観点から必要であると考えてございませませんが、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の中で、我が国全体としての経済的な利益等を考慮して導入されたというものでございます。

その説明が次の3ページ以降でございます。3ページ(1)、米の重要性につきまして記述をさせていただきます。ここは省略させていただきます。

4ページ(2)、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の前につきましては、米は輸入制限をしていたということで、外国産米の輸入はほとんど行われていなかったということをご申し述べてございます。

続きまして5ページでございますが、(3)「ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉」ということで、1986年～1993年まで世界の貿易を拡大し、各国の経済を発展させる目的で、いわゆるUR交渉が行われました。そういう中で、農産物につきましてもURの中で初めて農産物が国際的な貿易の場で議論されたわけでございますが、すべての国境措置を関税に転換する。いわゆる関税化をするとともに、輸入がほとんど行われていなかった品目、日本の場合米がこれに該当いたしますが、最低限の輸入機会を提供することが求められたわけでございます。

そういう中で、我が国としては農業には食料安全保障を初めとする非貿易的な関心事項があるといったことをるる主張し、非常に長い年月、交渉があったわけでございます。

そういう中で、6ページ(4)「MA米の受け入れ」ということで、最終的には日本政府全体として、下に総理の談話を載せてございますが、UR交渉の成功、ひいては世界経済の発展、自由貿易体制の維持によってもたらされる日本の幅広い国民的な利益を考慮いたしまして、合意を受け入れたということでございます。その結果、輸入がほとんど行われておりませんでした米につきましても、ミニマム・アクセス機会の提供として輸入を行うこととなりました。これがいわゆるミニマム・アクセス米と呼んでいるものでございます。

7ページでございます。米の関税化ということで、合意を受けた当初は、我が国は

米につきましては関税化を選択せずに、いわゆる関税化の特例措置ということで、関税化をしないかわりにミニマム・アクセス数量を上乗せするというところでやりましたが、数年が経過いたしましたして、MA米の評価等がある程度判明した時点で、また2000年から次の交渉、いわゆるWTO農業交渉が始まるということも念頭に置き、この特例措置を止めたということでございます。そういうことで、1999年度からMA米以外の外国産米につきましても、枠外の関税を払えばだれでも米を輸入することができるということで、いわゆる米の関税化に変更したわけでございます。

その結果といたしまして、現時点におきまして国内消費量の7.2%、毎年、玄米で約77万トンミニマム・アクセス米として輸入しているということでございます。

下のほうのグラフを見ていただきますと、関税化をしないということで、本来ミニマム・アクセス米が増えていく、関税化しなければ2000年には85.2万トンになっていたはずでございますが、関税化を1999年度から切りかえたということで、そのミニマム・アクセス数量の拡大という幅が狭まりまして、先ほど申し上げた約77万トンになっているということでございます。以上がMA米とは何ぞや、またそれに至る経緯でございます。

続きまして、その右のページ、2「輸入について」でございますが、ミニマム・アクセスという言葉自体は輸入機会の提供でございます。我が国といたしましては、ミニマム・アクセス米の輸入につきましては民間貿易ではなく、国産米に極力悪影響を与えないように販売するという観点から、国家貿易方式を採用してございます。

この国家貿易を継続していくために、通常の場合には、ミニマム・アクセス数量の全量を輸入することとしているというのがこのサマリーでございます。

9ページでございます。まず、関税率でございますが、ミニマム・アクセス機会の提供自体は無税または低関税の輸入枠を設ける。いわゆる関税割当と言ってございますが、これを設けることによって行われます。下のほうの図にございますとおり、日本につきましては、米については枠内税率ゼロ円ということで、関税はかけてございません。77万トン分については枠内税率はゼロということでございますが、国家貿易による売買差益、いわゆるマークアップというものを徴収することが認められておりまして、国は国家貿易に当たりまして、輸入価格にマークアップ、この上限は292/kg円でございますが、これを上乗せした価格で販売をしているということでございます。

また、MA米以外の米の輸入、いわゆる枠外の輸入はだれでもできるわけでございますが、kg当たり341円という非常に高水準の枠外税率を設定しているということになっています。いわゆるMA米というのは、この77万トン分の枠内における部分を言うということでございます。

10ページでございますが、国家貿易によるMA米の輸入ということで、今申し上げました枠内の輸入につきましては、国が一元的に輸入する国家貿易という形でやっております。ミニマム・アクセス自体は、説明しましたように、輸入機会の提供でございますが、国家貿易として国が輸入を行う立場にございまして、この国家貿易を継続していけるように、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入するとい

うことで、平成6年の政府統一見解を下に載せているところでございます。

なお、(3)で、例えば輸出国が凶作で輸出力がない等客観的に輸入が困難な状況、かかる例外的なケースにおいては、現実に輸入される数量が77万トンに満たなかったとしても法的な義務違反が生じるものではないということで、平成19年度につきましては、昨年度説明いたしましたとおり、価格が異常に高騰いたしましたして、結果といたしまして約70万トンの輸入に留まったということでございます。

なお、一番下でございますが、国貿と民貿は何が違うかということでございます。まず販売先等につきまして、民間貿易というのは民間の方々が選択するというところでございますので、当然ながら売り先についても自由に売るということで、後ほど出てまいります。内外の価格差等を考えますと、相当量が主食用に販売される可能性があるのではないかと考えておりますし、一番下でございますが、MA枠内の輸入数量につきましては、民間貿易の場合であります。当然貿易の結果でございますので、77万トン全体入らないということはございますが、現状の日本と各国の米の関係でいきますと、結果的に77万トン全量輸入される可能性があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして11ページでございますが、輸入の仕組みでございます。これにつきましては、入札でやってございます。そのうち、今回指針でも10万トンと提示させていただきましたが、10万トンにつきましては、SBSということで実質的に輸入業者と国内の実需者が直接に取引をする。国が瞬間タッチで関与するという方式をとっているところでございます。

12ページ、輸入数量は毎年77万玄米トン、精米にいたしますと68万トンでございます。通常、世界の貿易は精米でやられてございますので、日本に入ってくるお米の相当部分も精米で輸入をしているところでございます。主な輸入先はアメリカ、タイ、中国等でございます。オーストラリアにつきましては相当の干ばつでございますして、輸入が19年度はなかったという状況でございます。安定しているのはアメリカ、タイ、中国などです。

続きまして13ページでございますが、価格でございます。輸入の価格、下に書いてございますとおり、中国産にせよアメリカ産にせよ、いわゆる中粒、短粒、私どもが通常食べているお米でございますが、これらを見ていただきますと、最近上昇傾向にはございますが、それでも国内の国産米と比較すれば相当低い水準だということでございます。

13ページの一番下に、括弧書きでございますが、輸出国の国内価格につきましては、輸入価格よりもさらに低水準でございます。例えば、中国産のうるち精米短粒種の輸入価格は平成19年には約150円/kgまで上昇してございますが、中国の国内卸売価格自体は50円/kg以下という水準で、時系列では乗せてございませませんが、輸入する価格ほど中国産の国内の卸売価格が上昇しているという状況にはないという状況であります。

14ページは安全性でございます。昨年いろいろと問題になりました。厚生労働省が

まず輸入する際の検疫をやってございますし、私どもと実需者が買入れいたしますところの契約に基づく検査等々を行ってございます。強化いたしまして、これにつきましては食品衛生上問題があるものは買入れない。そういうものについてはシブバックする、もしくは廃棄するという事で事故米問題を踏まえて整理したところでございます。

以上が輸入の問題でございます。

続きまして3でございます。販売でございますが、国家貿易によりまして輸入したMA米は加工食品原料用に販売するほか、援助用・飼料用に利用してございます。なお、援助・飼料用に利用する場合には、相当な財政負担が必要だということで、サマリーをさせていただきます。

17ページでございます。販売の状況でございますが、下の表を見ていただきますとおわかりになりますとおり、主食用は先ほどのSBSということで、各外国からの主食用の機会をここで提供してございますが、下の右のほうに年度平均がございまして、主食用は約10万トン程度。これはSBSでございます。あと、価格等の面で国産米では十分に対応しがたい用途ということで、例えば、みそとか焼酎とか米菓のために20～30万トン程度加工用。あと、援助用に10万～20万トン程度。飼料用につきましては、18年度から販売を開始いたしまして、19年度は64万トンという状況になっているところでございます。

18ページでございます。食糧援助でございます。日本で米が余っているのだからMA米を援助に回せばいいではないかというお話もよくございます。そこでの留意点をまとめさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、毎年10～20万トン海外への援助に活用してございます。その際には、途上国とか国際機関からの要請、財政負担、国際ルールの整合性に留意しながら実施をしているということで、下に3点留意点をまとめさせていただきます。

まず、財政負担でございます。当然ながら援助は外国にタダでお渡しをするということでございますので、約7万円／トンの輸入米がゼロ円になりますし、輸送費3万円がかかるということで、1トン当たり10万円財政負担がかかります。仮に50万トン援助すれば500億円の財政負担になるということでございます。

左の下でございますが、輸出国との関係では、輸出しようと思っていた相手国が援助でお米をもらうということで、輸出国から見ますとその分輸出ができなくなるということで、援助の際には国際機関等に連絡・協議するという国際ルールがございまして、こういう手続をとりながら援助しているということでございます。

右の3番でございますが、輸出国の関係では、日本に輸出している国はその国の農家の方がそれこそ汗水垂らしてお作りになったお米を日本の消費者に食べてもらうために輸出をしていると考えておりますし、それはそのとおりだろうと思います。そういう意味では、そういうものを援助に使ってほしくない、輸入品と国産品を同じように扱うという国際ルールがあるという点を留意しながら、援助という問題を考える必要があるということをごまとめさせていただきます。

19ページでございます。在庫でございますが、下のグラフでございますとおり、非常に大きく在庫が増えてまいりました。18年度から飼料用に販売いたしまして、在庫は20年10月末で97万トンということで、11月の指針でお示しした状況でございます。一番下でございますが、エサの場合も当然ながら、エサに売る場合は非常に安い価格でございますので、財政負担が伴います。7万円の輸入米を大体3万円で売りますので、約4万円の財政負担ということで、50万トンであれば約200億円でございます。これは、保管との関係で、どちらを行ったほうが財政負担を含めていいかということも考える必要があるということでございます。

20ページ、生産調整の関係でございますが、これは5年の閣議了解におきまして、生産調整につきましてはミニマム・アクセス米導入に伴う転作の強化は行わないという方針のもと、生産調整につきましては国産米の需給のみをベースとして目標数量を算定してございます。MA米につきましては一切考慮してございません。これが使い方の問題でございます。

最後に4「MA米をめぐる問題」でございます。MA米の輸入につきましては、相当の財政負担、またWTO協定との関係、いろいろなことを考慮する必要があるということでございます。現在交渉してございますWTOドーハ・ラウンド交渉におきましては、我が国の米につきましても大幅な関税削減もしくはMA米数量の拡大が求められておりまして、今後のあり方につきまして、国民全体で考えていくことが必要だと認識をしているところでございます。

そういうサマリーのもと、23ページでございますが、財政負担の数字を載せてございます。援助、飼料に仕向けられることによります売買損失、また在庫に伴う保管、相当の財政負担となつてございます。

(1)と(2)の表を載せてございますが、(1)は単純な売買の差額と保管料でございます。買入れの額と売却の額を比較したもので、あと、保管料という格好でございます。(2)は損益でございますので、売上高から売上げの原価を引いたものでございますが、具体的には売買の差額に在庫評価の変動によります損益を加えたものということで、決算上は(2)のやり方をとっているということでございます。いずれにいたしましても、このような数字で大きな赤字がたっているという状況でございます。

24ページ、WTOルールとの関係でございますが、当然ながら国際的に合意したルールを無視することはできません。仮にルールに違反した場合にはWTOに提訴される可能性もあり、その場合、国産米への影響に配慮いたしました、先ほど申し上げました売り方とか、さまざまなことについてそういう取り扱いができなくなることも考えられるということも十分念頭に置く必要があるということでございます。

下のほうに幾つか載せてございます。内国民待遇ですとか、国家貿易企業は商業的考慮のみでやらなければいけないとか、市場アクセスについては通常の関税以外のいかなる措置、国貿も含めて、用いてはならないとか、そういうさまざまなルールのもとで私どもいろいろな運用をやっているということでございます。

続きまして25ページでございますが、輸出国からはさまざまな御意見をいただいて

ございます。枠外税率が非常に高いという問題以外に、MA米の輸入のために日本の消費者へのアクセスが十分ではないという意見を主要輸出国でございますアメリカ、また中国等々からいただいているところでございます。

そういう中、26ページ、現在、WTOドーハ・ラウンド交渉がやられてございますが、原則としてすべての品目、一般品目と呼んでございますがこれらについて、大幅な関税削減。一部の特にセンシティブな品目、重要品目と呼んでございますがこれについては、関税削減を一般品目、今のところ70%カットと提案が出てございますが、それを小さくするかわりに関税割当、お米でいいますとMA米の量を拡大するという事で、その一番下の表にございますとおり、重要品目とした場合、関税のカット率3パターン提案されてございますので、そういう意味では一般品目とする場合、重要品目とする場合の各3パターンということで、現在の提案では6つのパターンのいずれかを選択するという事。いずれにいたしましても、関税を大幅に削減するという選択をする場合には、当然ながら諸外国のお米が入る可能性が非常に高くなる。他方、重要品目といたしますと、現在77万トン輸入してございますMAを拡大することが求められているという状況でございます。私どもとしては、できるだけ関税の削減もしくはMAの拡大が小さくなるように現在努力をしているところでございます。

以上がMA米に関する資料説明でございます。

最後でございますが、参考資料1に戻っていただきまして、恐縮でございますが、36ページ以降に現在国会に提出してございます米関係の3法案でございますが、簡潔に説明したいと思います。

3本ございますが、一つは生産調整のところで説明いたしましたとおり、水田をできるだけフルに使っていききたい。そういう中で、麦とか大豆にもやはり一定の限界もございます。そういう意味では、水田に一番合うお米を主食用以外のものとして活用できないかということで、米粉、エサ米を推進する法案ということで出させていただきます。

37ページの絵で説明いたしますが、大臣が米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を策定いたします。これにつきましては後ほど案をご覧くださいと思いますが、3条の5項におきまして、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くことになってございます。法案が成立し次第、どこの部会に属するかということをもた審議会の方でお決めいただくことになろうかと思いますが、私どもとしてはぜひ食糧部会というふうに現在思っているところでございます。

法案自体は、左の下にございます生産者と米粉なりエサを作る製造の事業者、また米粉を使ってパンを作ったりめんを作ったり、また米を使ったエサを使って豚肉なり卵なりを作る事業者の方々が連携いただいた際に、右に載っているような融資なり債務保証、また税制上の特例を措置するものでございます。また、品種につきましても、当然ながらおいしい必要はございませんので多収の品種とか、後ほど麦の説明が今回ございますが、本当に米粉を粉として活用していきますと、さまざまなアイテムが必要になろうかと思えます。そういう米粉、例えばパン用とかめん用とか餃子の皮用と

かいうものに対応した米粉を作るための米の品種の育成計画、そういうのを認定した場合に種苗法の出願料・登録料の減免という支援をする法律でございます。

これ以外に予算措置等々ございますが、後ほど必要があれば説明したいと思います。

続きまして、38、39ページでございます。いわゆるトレーサビリティ法案ということで、これは事故米の反省を踏まえまして、トレーサビリティ及び産地情報の伝達を義務づける法案でございます。これにつきましては、やること自体は極めて単純でございます。右の図にございますとおり、生産者がお米を作られまして、農協を通したり通さなかったりされますが、卸ですとか加工製造の方々にお米が渡り、そういう中で小売、外食のほうで消費者に渡る、また加工された形で渡るということでございますが、お米を譲り受けたり譲り渡した場合に、名称とか数量、年月日、相手方、搬入なり搬出の場所について、きちんと記録をして保存をしていただく。それで、問題が生じた場合、法律の趣旨を上のところを書いてございますが、一つは食品事故への対応、あとは表示の違反、あと適正かつ円滑な流通、いわゆる横流れ問題、そういうのが生じた場合に迅速にどこで問題が生じ、どこまで波及をしているのかということで、流通ルートを早期に特定するために記録、保存をしていただくというものでございます。

その中で、国産ですとかアメリカのお米だとかいう産地の情報もトレーサビリティの中につながってまいりますので、事故米のときに、MA米でございました、これを消費者の方々からは、外国のお米を使ったものを我々は知らずに食べていたのかということで相当のおしかりをいただきました。そういう中で、トレーサビリティの結果として産地の情報が伝わりますので、小売なり外食の方々から自分のところで使っているお米については国産ですよとかアメリカのお米が入っていますよとかいうことを消費者の方に情報伝達をしていただく。そういう2段構えになっているところでございます。

なお、対象品目につきましては、お米そのもののほか目下政令で米粉とか米飯類、あれとかせんべいとかいうものを指定したいということで、現在検討しているところでございます。

これにつきましては、話は単純ですが、実務的には業界の方々ともいろんな議論といいますか、周知徹底を含めて相談する必要がございます。38ページの下にございますが、トレーサビリティにつきましては、交付の日から1年6月を超えない範囲内。情報伝達につきましては、そのさらに1年後ということで準備のお時間をいただきたいと思っております。

続きまして40ページ、41ページでございますが、食糧法の改正案でございます。これも事故米の反省を踏まえまして対応するものでございまして、41ページで説明が2点ございます。一つは事故米の際にお米のルートを特定するというので、立入りしようとかいろいろなことを言い出しましたが、立入りを拒否されるとかいろいろな事態がございました。その際の罰則は30万円以下の罰金ということで、非常に抑止力がないうという御議論等、多々ございました。そういうことで、報告徴収・立入検査の拒否

という現行の30万円の罰金を6月以下の懲役、50万円以下の罰金に引き上げさせていただくというものでございます。

左のほうの遵守事項の創設でございますが、そもそも横流れについて、これまで担保する法制度が全くございませんでした。ある意味当たり前でございますが、価格差が相当ある中で、例えばエサ用のお米を主食用に売れば不当利得が生じるわけでございますが、それについて規制する一般法しかなかったということで、ごく当たり前のことでございますが、用途を限定された米穀については、当該用途以外に使用・販売してはならないという遵守事項を食糧法の中で決めさせていただきまして、これに従わない場合には勧告命令、それに対する罰則ということでございます。これによりまして、三笠等の事件でございましたようないろんな不正流通事案、いわゆる横流れ事案、また最初に説明いたしました米粉とかエサ米の推進、これは当然ながら価格に相当の差がございますので、推進すればするほどこのような事態が起こる可能性がございます。そういうことも含めて、横流れの防止にお米の流通をつかさどっておりますこの食糧法の中できちんと位置づけた上で対応していくというものでございます。

これらにつきましては、24日に衆議院の本会議で全会一致で可決いただきまして、現在参議院に送付をされているところでございます。参議院で御審議いただきまして可決成立いただきますと、政令省令の準備、また米粉等については基本方針の準備ということで、また食糧部会の委員の皆様方に御意見を聞く機会が多々あると思います。よろしく願いいたします。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。

基本指針につきましては、WTOの農業交渉において新たな合意ができるまでは12年度の水準が維持されるということですから、21年度も20年度と同じ77万トンということでございます。それ以外は大きな変更はありません。ただ、それに加えて、参考資料等を用いながらMA米報告と米関連3法案について御説明いただきました。どこからでも結構ですので、御意見、御質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

青山委員。

○青山委員 MA米のことについてお聞きします。今回、大変わかりやすい資料で私自身も勉強になりました。国家貿易と民間貿易のことが並列で書いてあるのですが、これは移行を突然にすると、多分非常に大きな影響があると思うのです。例えば他国のケースで、国家から民間へリスクを減らしてうまく移行する方法があるのかないのかということと、そういったことを農林水産省で検討されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、全然関係ないのですが、産地を回って聞いていますと、いろんな補助金の制度があっても非常に複雑で、情報さえ伝わってこないし、書類を作るのにも、お米を作っているのか書類を作っているのかわからないという方が多いので、これは私が代弁していいのかどうかかわからないのですが、いろんな制度を作られるときに、と

にかく簡素化して情報が行き渡る方法と、あまり書類ばかりに手間をとられないような方法を同時に考えないと、先日の補助金の返納があったように、多分このままだと使われないで終わってしまうものが今後も出てくるのかなというのがちょっと憂慮される所です。質問は一番目だけです。

○林部会長 2番目の問題は石破農林水産大臣の御指示もあって、農林水産省全体として真剣に取り組んでおられるところだと私は理解しています。

○枝元計画課長 1点目でございます。国貿から民貿に移行した国は承知をしてございません。国貿で全体をやっている国、例えば台湾とかお米についてございますし、例えば中国は半分が国貿で半分が民貿という取り扱い。それは国に応じてそれぞれやっているということでございます。日本の場合、移行を検討しているということはございません。先ほど申し上げたとおり、民間貿易にした場合には、主食用としての相当数量が現状においては入ってくるのではないかとということで、国貿を維持したいと思っております。

○林部会長 ほかにいかがでしょうか。

神田委員。

○神田委員 今、ミニマム・アクセス米について出たので、関連することでそのところから意見と質問をさせていただきます。何カ所かに国民全体で考えていくことが必要であると書かれております。本当にそのとおりだと思います。特に、MA米については、事故米のことがありましたが、それ以前からも自給率が国内で100%賄えているのに、なぜこんなことがあるのかという単純な疑問はみんな持っているところです。そういった中で、この資料を初めて作られたということですから、これからますますよくして行ってほしいと思いますが、淡々とMA米について事実を書いてくださったということですが、国民消費者にとってのメリット、もちろん語られていないわけではないのですが、それが国民の目線でわかるような形で、どんなメリットがあるのか。それはお米という狭い範囲だけではなく全体のメリットでいいと思いますが、そういったところが見えるようにしてほしい、もう少しわかるようにしていただけるといいかなと思います。

10万トン程度主食用になっているということですが、消費者からするとその実感はないわけです。スーパーでこういうお米を売っているところを見ることがないです。ですので、一体どういうところで主食用になっているのかということですか、あるいは本当に、お米として並ぶとしたらいくらぐらいで私たちは買えるような現実があるのか。それが私たちは買える状態でないのであれば、そういった事情も知らせる必要があると思います。もちろん、国産にこだわっていますが、安全性に問題なければ安いお米も必要としている人たちもいるはずですよ。ですから、そういったトータルでこの辺の扱いをもう少し国民消費者目線で書いていただければいいし、対策も立ててほしいと思っております。この件について、以上です。

○林部会長 ありがとうございます。

○枝元計画課長 消費者にとってのメリットというのは確かにあるのでございます

が、そういう意味ではMA米を輸入することについては、6ページでございますが、消費者目線というよりは自由貿易体制の維持、日本という国が自由貿易という中で生きているという観点からぎりぎりの決断ということで、お米という面から見ますと現実に国内で自給できておりますので、あえて輸入する必要がそんなにあるというわけではないということでございます。

そういう中で、主食用の10万トンでございますが、本当に特殊なお店では外国産だけのお米を売っているところはございますが、外国産のお米そのものが日本の消費者方々にはまだ定着してございません。そういう意味では業務用に使われていると承知をしてございます。要は国産と混ぜたりして、外食ですとか、業務用のお米として炊かれた形で食べられているということでございます。そういう意味からいたしますと、きちっと情報を提供することが必要でございますし、先ほど申し上げたトレーサビリティ法の中で国産であるのか外国産であるのかという情報を提供していただくということで、消費者の方々にその情報をきちっとお伝えした上で選択をしていただくというふうにトレーサビリティ法の中で今回手当てをして、そういう中で評価をいただいたということになるかと思えます。

○林部会長 ありがとうございます。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 一つ、政府備蓄米の運営についてですが、買入れが10万トンで売りが17万トンということで、恐らく100万トンの適正水準を切るのではないかと思います。その辺のアローアンスがあると思いますが、今後、さらに政府買入れをするというのですか、10万トンプラスアルファを買い増す可能性はあるのかどうかというのが1点であります。

2点目は、飼料用米の政府買入れについての考え方というか、検討できないかという点であります。というのは、今度法律もできて、これからまさに本格化していくことではあります。いかにせんまだ小さいロット、それから流通のいろいろな問題もまだあります。そういう意味で、一定の生産数量の拡大なりロットが拡大してある程度定着していくまでの間、主食用とは別に飼料用米ということで区分して、飼料用米価格で政府が買入れて飼料メーカーに売渡すということも検討できないかどうか、その辺についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○林部会長 ほかに、どうぞ。

木村委員。

○木村委員 今、富士委員から、備蓄米の100万トンについて御質問があったわけですが、基本的に100万トン程度で運営する。それから、100万トンを超えることはないというお話が昨年11月の食糧部会の際にあったわけですが、ちょうど今のお話のように、17万トンで10万トン買っていると。ということは、その100万トンのところの運営の仕方の解釈次第によっては、あと買うよということなのか、その程度だからあとは買わないよということなのか。仮に買入れがあるとかないとかということになると、18年の買入れのときには3月末には買うとか買わないとかという再度の意思表示があっ

たと思っているのですが、20年産についてはこのアナウンスはもしあるとすれば、いつごろが目安なのかということ。前にもお話をしましたが、卸としても政府が巨大な卸ということで流通の中での重要性が非常に高くなっているのと、大きい影響力を持っているので、年間安定した味のものを安定した価格でお客様に届けようとする、突然買うとか、もう今年は売らないとかということになると消費者の方に対しても御迷惑をかけることになりますので、そこら辺のところをお伺いをしたいということでございます。

○林部会長 ありがとうございます。

竹内委員。

○竹内委員 ミニマム・アクセス米について、ある程度まとまった資料ができたということは結構なことですが、始まってもう10何年たっていますね。10何年たって初めてまとまったミニマム・アクセス米はこういうことですよという、この資料ができたというのもいささか驚くべき事柄だと思うのです。

最初のページのところに、私は非常に違和感を感じるのです。何でわざわざ、食料政策、農業政策の観点からは必要ありませんがということ政府の文書に書く必要があるのか、私は疑問に思っています。農業政策が日本全体の中で孤立、独立しているわけではないですよ。ですから、交渉に当たって日本の農業の立場を主張する。これは交渉ですから当然のことですが、妥結した以上は、日本の政策の全体の中に農業政策も入っているわけなので、ここだけ独立してここから見ると必要ありませんが、国民経済全体の観点から止むを得なかったのです。

後段はわかるのですが、前段は私は違和感を感じています。なぜそういうことを申し上げるかということ、これはのけもの扱いにされてきたのです。ですから全体の仕組みの中でも、食糧法に初めて位置づけましたと。ああ、そうだったのかと。ですから、のけもの扱いにして要らないものを押しつけられたので、農家にとっては大いに迷惑な話なので主食には回さない、減反にも影響をさせないという最初のスタート。それはスタートとしては止むを得なかったなと私は思いますが、これが時間がだんだんたつにつれて、僕は現実の可能性として今すぐどうこうすべきだと言うわけではないのですが、考え方として無理がある。

つまり、この資料を見ても、御説明にありましたように、18ページに国際ルールで輸入品と国産品を同じように扱うという国際ルールがあると。これは別に、国際ルールといっても条約でこれに違反した場合にはどうこうという議論のようなルールではないのではないかと思います。一般的にこういう考え方が国際的な常識ですよというのであれば、これは極めて例外的な扱いをしているということだと思のです。

ですから、価格が極端に離れているのをのけもの扱いにして、なるべくそっちのほうは見たくないねというわけですから、管理も、これは統制経済の世界ですから、もともと極端に価格の差があるのが物流に入ってくれば注意しないと不正が起きるわけです。ですから、今回の三笠事件ですか、詳しくは知りませんが、そういう可能性が常時ある世界である。したがって、全体の政策の中で、妥結して国の中に入ってしまった

った以上は、それもちゃんとする。いろんな食料政策の中にきちっと見なければいかん、それがおかしいことが起きていないかというのは統制経済では相当きちっと見ていかない。

ですから、今回も新聞にあるように、農政事務所は何回見に行っても、結局発見できなかった。僕は農政事務所もかわいそうだと思うのです。責任もあります。つまり、そういう扱いをしてきています。そっちのほうがかっちりしていないから、いざというときには世論の痛烈な反撃を食らうことになるので、その辺は考え方をもう少し常識的な考え方にそろそろ整理していかないといけない。外国の生産者はこういう扱いを受けるために生産しているのではないのではないか、諸外国から見ても極めて例外的な扱いをしているのですから、いずれこの例外は正常化するという流れになっていくべきだと僕は思うのです。

ですから、神田委員の意見と半分ぐらいオーバーラップしているのですが、広い意味の食料政策の中に入れてお考えいただきたいのが1点です。

2点目は、それと関連して、今の国内のエサ米も水田を大いに活用するのは結構ですが、それでは輸入と競合してきますね。ですから、あっちもこっちも両方成り立つというわけにはそう簡単にいかない。最終の需要のところの問題なわけですから、最終需要がぐんぐん増えなければ、それはどこでも競争関係になっていくということになります。その関係はよく冷静に、慎重にやっていただかないと、こっちもいい、こっちもいいと言ったって、最終のエサ米需要が急激に増えれば解決しますが、そういう環境にもなければそう簡単にいかないということになると思うのです。

これは食糧部会のテーマではないかなという気がするのですが、前から申し上げている一番最初の2ページの自給率の表は常時国民的な議論になるわけですから、カロリーベースだけではなくて、生産額のベースと、両方の持っている意味合いが違うわけですから、こういう表を使うときには、両方の表を食料担当の農林水産省としては常時そういうふうにお使いになるというのが、事柄の正確なデータに基づいて国民的な議論がされる材料としてはフェアな扱いだと私は思うのです。カロリーベースだけ扱われているのは良くない。生産額ベースだと7割ぐらいになるのではないかと思うのですが、それは持っている意味が違うわけですから、両方とも常時出すように、これは官房のほうにも申し上げたいのですが、ぜひしていただきたいと思っています。

○林部会長 ありがとうございます。

藤岡委員。

○藤岡委員 MA米のことについてです。20ページに生産調整には一切関係ありませんという記述があるわけですが、果たしてこれ、そうなのかなと私はちょっと疑問を感じます。MA米は主に加工用とか先ほど主食用にも10万トン出ていると言っていました。この77万トンが加工あるいは飼料その他に出ることによって、国産米の加工用米だとかくず米だとかいう等級の低い米はそこにかなくなるわけ。そうすると、当然主食用に圧迫してきて、主食用の米が余ってくる。だから、必ずしも私はここは100%生産調整に影響しないとはならないのではないかなと思っております。そ

の辺のところを確認したい。

竹内委員からも一番最初に、食料政策、農業政策の観点からは必要ありませんがというのは、私もいささか、農業政策も経済政策の一環ですので、この辺のところの記述はどうかなという感じがします。

もう一つは、今年から進めようとしている水田フル活用で水田に米粉用あるいは飼料用の米を作付けするという、そこで予算措置もしているようですが、果たしてこれが、今も既に21年産米は種まきが始まっている段階です。現場の声を聞きますと、いまだにこの国が措置しようとしている5万5000円ぐらいの助成単価ではとてもではないがやれませんよという声が多いのです。ですから、先ほど富士委員からもありましたように、普通の主食用の米と違って、この飼料用の稲はいわゆる買入先ときちっとした契約がないと作付けできないのです。したがって、間もなく田植えが始まる時に、どこにどうやるかもわからない米を作付けするというので、現場で今混乱が起きているのです。したがって、今年は思ったようにいかないのではないかと私は危惧しています。

これからまた21年度の補正予算も検討しているようですが、もうちょっときちっとした体系を示さないと、恐らく農林水産省が考えているのと現場の声は大きな乖離があるような感じがしますので、その辺のところもちょっと詳しくお願いします。

○林部会長 神田委員どうぞ。

○神田委員 先ほど自給率のあらわし方で、カロリーベースだけではよくないというお話がありました。私も常日ごろそういうふうに思っておりまして、カロリーベースの40%とか39%が非常に一人歩きをしていて、私たちが実態よりももっとも必要以上に不安な思いにさせられているのではないかなという気がいたします。ですから、こういった議論をきちっとするときには特に。それから、もちろん情報提供をするときには実態がはっきりわかるような表現というか数値を使ってほしい。例えば重量ベースで表してほしいと思っています。

これから国民に対しても情報提供をやる、あるいは意見交換もするという姿勢を示していただいているわけですので、なおさらそういったところはきちっとしていただきたいなと思っております。カロリーベースの表示もときには必要ですので、両方あわせて書いていただいてもいいかと思いますが、ほかの分野についてもカロリーベースだけではないようにしていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○林部会長 岩崎委員どうぞ。

○岩崎委員 皆さんのお話をお聞きしまして、私もこのミニマム・アクセス米の報告書の冒頭にある「我が国全体としての経済的利益云々」のくだりで、これは15年前のお話なので、本当にミニマム・アクセスを受け入れることによって我が国としてはどれだけの損失があったのか、どれだけ産業界全体としてのプラスがあったのか、今の時点でもう一度比較検討されてはいかがかと思うのです。

特に農業の分野で考えますと、米を守るために失ったものもかなりあるのではない

かなと。米だけで農家が成り立っているのかどうか私は定かではないのですが、多分成り立っていないのではないかなと思うのです。農家というのはいろんなことをやっていてその中のかかなりの部分がお米で、稲作で占める農家もいらっしゃるし、ほかの作物とのいろんな複合経営の中でおやりになっている農家もいらっしゃると思うのです。そうしますと、野菜だとか複合経営でおやりになっている方は関税が下がるとか、畜産農家では肉製品の輸入が容易になるということで、失われた部分もあるのではないかなと思うのです。農村のベースをトータルで見る視点が必要ではないかなと思うのです。

もう一つ、ここでミニマム・アクセス米の全体像を示していただいたことは非常に感謝するわけですが、需給表を作成される場合、こちらは主食用の需給表になっているのです。そうしますと、ミニマム・アクセス米が主に使われるような場所、用途ですね、それは加工用米だとか業務用だとかいろいろあると思うのですが、要するに需要項目をきちんと把握されていないから需要の全体像がつかみにくいということになるのではないかなと思うのです。

お米の場合は、今、どなたかから御指摘がありましたように、お米の中にも必ず格別品だとか気候の影響、天気の影響によって一定の基準に達しないお米も発生するわけです。そういったものが業務用というのですか、加工用だとかその他格下の商品として出回っていると思うのです。そこの需要規模をきちっと把握して、それらを全体としての需給を考えずに、汎用米というのですか、主食用は主食用として国産ですよと、この部分とミニマム・アクセスの部分と切り離して需給を考えるというのは、非常に不適切と思うのです。したがって、それは基本的には最後の段階での在庫はいくら分管理するのか、期末在庫ないしは備蓄在庫をどういうレベルで維持するのかというところにも発展してくるわけです。

この需給表を見ますと、かなり大きな期末在庫を抱えて需給を操作しているという非常に苦しい状況になっているのではないかなと思うのです。そういう意味でも、ぜひ並列に需給表をお出しになって、皆さんで御検討されたほうがいいのではないかなと思います。

○林部会長 ありがとうございます。

藤井委員どうぞ。

○藤井委員 3点ほど発言をさせていただきたいと思います。一つはウルグアイ・ラウンドの話が出ていて、まずこうした報告書をまとめていただいたのは大変いいと思いますし、ぜひこういう形で国民ときっちり情報共有をしてほしいと思っています。ただ、今回、客観的な情勢を淡々と述べた資料作りという点もあったのかもしれませんが、例えばミニマム・アクセスを受け入れるときに、政府はどのような対応をとってきたのかとか、それに応じて日本の農業はどういう対応をとってきたのか、さまざまなことがあったかと思っております。ウルグアイ・ラウンドの多額の国費を使って対策費なども使いながら日本の国内農業がこうしたミニマム・アクセスを受け入れる状態になっても、一定程度勝ち残れるような農業を指向してきたのではないか。

その辺の総括も含めて、一定程度の資料をもう少し加筆していただければなおよかったのかなと思っております。

ただ、情勢を淡々と述べたのだらうなという気はしますので、このレベルなのかなと思いますが、今後はそういうふうにしていただければと思います。

2点目は飼料米のことですが、資料にあるように、生産者、製造業者、促進業者ともに連携した取り組みが重要になるのかなと思っております。私ども生協でも飼料米を活用した豚肉とか卵等を販売しております、「みのり豚」とか「こめたまご」とか、そんな名前をつけて売っているのですが、消費者に認知をされ比較的いい販売実績になっています。農家だけに頑張っただけで飼料米を作れということではなくて、そうした実需者も含めた連携をどう促進していくのかといった視点でぜひ施策の遂行に当たっていただきたいと思っております。

3点目は、米の需要動向についてお考えをお伺いしたいと思っております。本紙の2ページ目に需給の動向が出ておりますが、この間右肩下がりになっていたものが、平成19年～20年にかけて右上がりになった。ここで1回上がっている。その上がり方もかなり上がっているという形になっています。私ども流通業の立場でもございますが、この間、パン等の価格上昇等もあって、米が非常に割安になって消費者等が買いやすくなってきている、米回帰が起きていると言われております。こうした価格の動向を見きわめながら、今後どういうふうに米の需要が動いていくのか。その辺のところについてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○林部会長 それでは、ここで今までの御意見あるいは御質問について、まとめてお答えいただけますか。

○枝元計画課長 まず、備蓄米の関係につきまして御指摘がございました。先ほど説明しました表の売りのほう、6月より前から入っておりますので、17万トンというのはちょっと多目ですが、いずれにしても現時点におきましては100万トンとの間に隙間がございます。ただ、今のいろんな状況を見てみますと、現時点においてはさらに買うというふうには考えてございませんが、いずれにしても備蓄運営の観点なり需給の状況を踏まえて、必要があればまた検討したいと思っておりますのでございます。

米粉なりエサの関係で、2つの側面から御質問等ございました。例えば、竹内委員から輸入とエサ米がどう競合するかという話を含めて、具体的に進めるに当たって、政府がもっと関与すべき等々ございました。

恐縮でございますが、参考資料3がございまして、先ほど時間の関係もございまして説明できませんでしたが、7ページ、8ページをご覧いただければと思います。まず、米粉につきましては7ページ、小麦と競争する商品でございます。

あと、エサ米につきましては8ページにございますが、飼料用のとうもろこしと競争する商品でございます。小麦につきましては、現在500万トン輸入をしています。あと、エサ用のとうもろこしにつきまして、約1,200万トン輸入をしているところでございます。まず、需要の関係から申し上げますと、少なくともエサにつきましては、お米を仮に100万トン使うということであったとしても、その需要はあると思ってご

ざいます。もし、とうもろこしよりも安いお米ができるとすれば、それぐらいの代替性があるほどとうもろこしを輸入しているということで、そういう意味では将来的にぜひ頑張りたいと思いますが、今始めるという段階におきましては、MAと競争するという状況ではないし、エサについてはそれなりの需要がある。あと、小麦については、これはまさに粉としての競争になってまいりますので、そういう意味ではこの500万トンのうちどれぐらい国産の米の粉で対応できるのだろうかということいろいろな技術も含めて考えていかないとならないということでございます。

そういう意味からいたしますと、藤井委員からございましたとおり、私どもとしてもきちっと連携する。単にお米を作ることではなくて、米粉を作る、また米粉を使ってパンを作る。また、米を使ったエサを作って、それを豚なり鶏なりにやっていくことが一番重要だと思ってございます。

この資料の9ページ、10ページ、11ページに有名なところを載せてございます。米粉なりエサ米なりでございます。例えば、10ページの平田牧場は有名でございますので皆様御存じだと思いますが、これはエサ米が真ん中にございますが、購入46円で買ってございます。通常30円から、高くても通常、一般でいきますと、とうもろこしに連動いたしますので、去年は若干高かったわけでございますが、46円。あと、千葉でいろいろな生産者の方とお取り組みになっている畜産農家の方々は50円。そういう意味では、国産のエサ米を通常のとうもろこしよりも高く買っておられます。そういう方はちゃんと販売のところと結びついてやっていらっしゃるということでございます。これが基本だと思ってございます。

その際の基本として、今、エサ自体は1,200万トンとうもろこしを使っているわけでございますので、そういう通常の中でやっていけないかということで、先ほど何人かの委員の方から、例えば55,000円では足りないとか、飼料用米について当初政府が買入れるべきではないかとかいうお話もあったと思ってございます。そこについては、55,000円自体についてはいろいろな議論があることは承知をしてございます。制度設計といたしましては、加工用米の水準になるような制度として設計をいたしておりました、やっているとござります。いろいろな課題はあろうかと思いますが、きちっと実需と結びつくことを基本としてやっていこうと思っております、安易に政府が買うということを現時点で考えるとは思っていないところでございます。

MA米の関係で、最初の表現でございましたが、少なくとも食糧のお米が現在日本で唯一自給できる穀物だと思ってございます。あと、水田が持っている多面的ないろいろな機能の問題。あと、水田を一つの核としながら農業なり農村が成り立っているということから考えますと、あえて輸入をする必要はないのではないかという意味を込めて書いておりますとともに、ここは最初でございますので、当時、まさに選択したときに日本としてはさまざまな主張をして、最終的には国全体の利益という観点で受け入れたということをおし述べたものでございます。

そういう意味では、ちょっと誤解があるかもしれませんが、それを政策に取り込んでいないということではございません。今説明いたしましたとおり、MA米を買って

またM A米は売るといふ過程におきまして、さまざまなことを考慮しながら位置づけているということでございます。ただ、竹内委員からございましたとおり、それをあえてといいますか、あまり説明してこなかったことも事実でございますが、今後のこと、また三笠フーズの事件等々を考えますと、皆様方にきちんと説明をした中で、いただいたような御意見を多々いただくということをもとに始めていくことが重要だということ、今回書かせていただいたところでございます。

将来戻すか戻さないかということについて、現時点でお答えできるような状況ではございませんが、こういう議論を通じてさまざまなことを考えていかなければいけない。特にW T O農業交渉、先ほど御説明しましたとおり、関税の削減かM Aの拡大かということになるわけでございます。そういう際も、さまざまな議論を当然していかないとはいけないということ、いろいろな御意見をいただければありがたいと思っております。そういう意味では、最初の書き方、いわゆる政策に取り込んでいないかということではございませんので、そこは御理解をいただければと思っております。

それと絡んで、加工用だとかくず米の関係、需給の見方も含めて藤岡委員なり岩崎委員から御指摘がございましたが、確かに需給のほうで加工用の世界をお示ししてございませんのでちょっとわかりづらいかもかもしれませんが、加工用の世界については今、主に3つのお米が使われてございます。一つはくず米と言われるものでございますが、これについては、年によって量に相当差が出ます。要は粒が小さいか大きいかの話でございますので、年によって発生量が違います。ただ、全体的な傾向として言いますと、技術が進んだりコンバインが非常に発達してまいりまして、小さい粒を最初の段階からはじいてしまうということも含めて、傾向としてはくず米の発生量は減ってきてございます。

もう一つは、転作のほうで言うてございますいわゆる加工用米という、これは全農さんなり地域流通という形で契約をされておる転作としてカウントしているお米がございまして、これは大体13万トン~15万トンぐらいでございまして、なかなか加工用、みそとか焼酎とか米菓の皆様方が望むような数量は集まってございません。そこはM Aが埋めているという格好でございまして、私どもの認識としては、現状においてM Aが国産の加工用だとかくずの市場を侵食して、それが主食に影響を与えるという状況にはなっていないと理解をしております。むしろ本当は、国産でもっと加工需要に対応すべきではないかという気持ちは一方で持っております。ただ、ここについては岩崎委員の御指摘の根本にあるのだと思っておりますが、生産サイドのほうは、その価格ではなかなかお作りになるような状況にはなっていないということで、加工用に対する需要に対してどのようにこたえていくのかというのは一つの大きな課題だと思います。

逆に言いますと、そういうところになだらかに、本当に国産のお米が、先ほど岩崎委員がおっしゃったように、その出来によってこっちに振れるとか、例えばヨーロッパの小麦だとかアメリカは主食と加工用とエサが非常になだらかな体系になっていま

して、その年々によって、需給に応じて需給をうまく操作といいますか、自然に操作できるような姿となっておりますが、日本のお米の場合は価格差があまりにも大きくて、なかなかそういう状況になってございません。そのあたりが、加工用の世界に非常に如実にあらわれている。

委員からいたしますと、そういうところも含めて、本来、議論はすべきだろうと思います。ただ、こちらのほうで需給調整という観点でまとめてございますので、そういう意味では主食を中心に書いているということでございます。

済みません、ちょっと抜けているかもしれません。

○林部会長 ありがとうございます。多くの質問、御意見がこのミニマム・アクセス米に関する報告書に集中しましたが、この時期にこういう形で客観的にこの報告書をまとめていただいたことには、私は座長として非常に敬意を表したいと思います。まずそれです。

ただ、1 ページ目は竹内委員からも意見がございましたが、例えばこの一番最初の書きぶりを、我が国は米については100%の自給力を持っているが、ミニマム・アクセス米の輸入についてはガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の過程で我が国全体としての経済的利益等を考慮して導入されたという書きぶりのほうがよかったのかなという感じはいたしますが、少なくとも我が国は100%自給できるだけの自給力を持っていますので、そのことを強調されたかったのだらうと思うのです。

ただ、先ほど岩崎委員もおっしゃったように、経済的利益が本当にどうだったのかということは何れかが検証すべきですが、これは農林水産省だけでは検証されにくいところもあると思います。水田が持っている多面的機能からいいますと昨今の農村地帯の荒廃、それから国土の保全等を考えていきますと、これは経済的利益だけで図るものでは決してないわけで、全体の利益をどう図るかというのは非常に難しい。これは今後いろんなところで論議されていくべきですし、この審議会でも事あるごとに、これまであまりミニマム・アクセス米については、竹内委員がおっしゃった、継子扱いされていたところがありましたので、もっとこういう報告書を、今回は客観的に書かれています、もう少し農林水産省としてのお考えも入れたようなものをお書きになられても決して悪くはないなと私は思っています。ともかく、こういう報告書が出されたことについては敬意を表したいと思います。

ただ、本日どうしても決議していただかなければいけない米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）につきましては全く御意見が出なかったのですが、これはそのまま決議ということにさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長 ありがとうございます。全員異議なしということであれば、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により議事の決定に必要とされております出席委員の過半数を超えておりますので、本件につきまして適当と認める旨、議決いたします。この議決につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第6条第6項及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について第2条の規定によりまして審

議会の決議とすることとされておりますので、私は食料・農業・農村政策審議会の会長をしておりますので、後ほど私から農林水産大臣に答申をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、その答申案を事務局から配付していただけますか。

お手元に届きましたでしょうか。これはもう読み上げませんが、こういうことで答申させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(2)「麦の需給に関する見通し」の策定について

○林部会長 それでは、続きまして農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のありました麦の需給に関する見通しについて、事務局から諮問文書の読み上げを行っていただき、引き続き、資料についての御説明をいただきます。お願いします。

○塩川食糧貿易課長 それでは、私から麦に関して説明を申し上げます。資料3がございます。これが諮問文でございます。

20総食第1097号

平成21年3月31日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

平成21年度の麦の需給に関する見通しを定めるに当たり、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第41条第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

でございます。

続きまして、後ろに資料4というA4横の資料がございます。これが麦の需給に関する見通しの案でございます。お開きいただけますか。目次のページの下のところがございますように、食糧法の第41条に基づき、農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、毎年3月31日までに麦の需要量、生産量、輸入量、在庫量などに関する事項を内容とする「麦の需給に関する見通し」を定めることとなっておりますので、今回はそのことについて御審議をお願いするということでございます。

1ページを開いていただいて、iというページでございます。まず需給見通しの策定の考え方でございますが、麦の需給につきましては、国内産麦では量的または質的

に満たせない需要分につきまして、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することとしております。近年の総需要や国内産麦の流通量の実績等を踏まえた平成21年度の需給見通しは、次に説明するとおりに考えております。

まず需要量でございます。右のグラフ図1でございます。小麦に関して見ていただきますと、昭和35年～昭和42年に高度経済成長期の食生活の変化に伴って小麦の需要量は大幅に増えておりますが、その後は若干の増減はあるものの、近年、年間大体32kgぐらいで推移しているという状況でございます。

大・はだか麦は図2でございますように、昔は押し麦という形でかなり食べていたものでございますが、食生活の変化に伴いましてかなり減少いたしまして、最近では大体0.3kg前後で推移しているという状況でございます。

来年度の見通しを作るに当たりましては、それほど大きな変化はないだろうということで、左の総需要量の第2パラグラフでございますが、平成21年度の総需要量につきましては、近年の平均的な需要量になると見込むということ。ただ、オーストラリアの不作の影響により、需要量の増減がありました。平成18年度及び19年度を除いて算出した近年の平均的な需要量を計算しますと、611万トンになります。それに加えて、18年度まで民間によって枠外税率を払って輸入されておりましたものが19年度からSBS方式で輸入される。これが小麦、大・はだか麦で両方合わせまして2万トンぐらいでございますので、それを合わせまして613万トンと見通してはどうかということでございます。

それをiiページの表1にお示ししております。今までの総需要量の推移をご覧くださいますと、平成18年度、19年度の数字は若干上下をしておりますが、18年度、19年度のオーストラリアの干ばつの影響によりまして、早く手当てをして、翌年その反動があったということでございまして、それを除けば平均的に推移をしているのではないかと見ているところでございます。

iiiページをご覧くださいませるか。国内産麦の流通量でございます。平成21年度の国内産麦の流通量は、これから採れます21年産麦の生産見通しが右の表にございますように、小麦で83万トン、大麦で13万トンです。それから、年度内にどのぐらい流通するかというと47%ぐらいで、それを掛け合わせたものに加えて、20年産の残っている分がこれから出てまいりますので、それを加えました合計96万トンで見えております。それぞれ内訳を見ますと、小麦が83万トン、大・はだか小麦が13万トンとなっております。

③は、政府の期末在庫量でございますが、21年度期末在庫量は78万トンとなっております。これは外国産麦の需要量517万トンの大体1.8か月と見通してございます。

④にございますように、外国産麦の輸入量は、今までに説明申し上げました総需要量613万トンから国内産麦の流通量96万トンを引きまして、外国産麦の需要量517万トンから、さらに政府の期末在庫量が在庫増減ございませんでゼロ万トンでございますので、結局外国産麦の輸入量が517万トンという見通しにしてみたらどうかということでございます。

4 ページに、平成21年度需給見通しという表がございます。今申し上げたことが書いてございますが、もう一回申し上げますと、総需要量613万トン、国内産麦の流通量が小麦、大・はだか麦両方を合わせました96万トン、それから期末在庫量の増減がゼロ、613から96引いて517万トンという見通しにしてみたらどうかということがございます。

そのほか、関連して説明を申し上げたい事項がございます。お時間の関係があるので大至急説明申し上げます。参考資料の8ページ(2)政府売渡価格の動向でございます。今までの政府の売渡価格につきましては、19年10月に10%、20年4月に30%の引上げをしております。それから、昨年10月には価格改定ルールというのがございますが、それに基づきますと前期比23%の引上げになるところを、安心実現のための緊急総合対策の一環として引上げ幅の特例的な圧縮ということで、全銘柄一律に10%の引上げとしました。それから、明日の4月以降の政府売渡価格につきましては、先月発表させていただいたところでございますが、価格改定ルールに基づきまして計算をいたしまして、主要5銘柄平均で▲14.8%、銘柄ごとに見ますと10.6~20.6%の引下げとなっております。

9 ページでございます。昨年11月のこの部会でも説明申し上げましたように、昨年10月期の政府売渡価格の決定後に国際相場の低下を踏まえまして、10月30日に決議された生活対策の中で、「輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等については、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにする方向で早急に見直しを行う」とされました。これを受けまして、11月26日に輸入麦の政府売渡ルール検討会が発足しております。右に委員の方と、検討項目を2つ掲げてございます。輸入小麦の政府売渡価格の改定ルールということで、価格改定回数、算定期間等、それとS B S方式による民間主体で輸入する小麦の範囲ということが検討項目として掲げてございます。その後、検討経緯でございますように、精力的に関係業界からヒアリングを行わせていただいたり、あるいは製粉業界との意見交換を行ったところがございます。

10ページをお開きいただけますか。精力的に検討を進めてきたのですが、検討会として結論を出すにはさらに検討が必要であるということから、2月24日に4月期の価格改定につきましては、新しいルールが決まらない以上、従来の算定ルールどおり行わざるを得ないこと、今後の検討方向を内容とする中間報告を出されたところがございます。検討会では引き続き、関係業界と意見交換を行いながら輸入麦の政府売渡ルールの検討を精力的に進めることとしております。なお、検討委員の座長には部会長の林先生になっていただいております。

事務局からは以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。

今御説明いただきました麦の需給見通しにつきまして、またそれに関連したことにつきまして。

岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 お米のところでも若干意見を申し上げたところですが、今回の小麦も同

じようなイメージがしてならないのです。総需要量のお話で、ディマンド側のお話をされているところに、オーストラリアの不作の影響で需要の増減があったということは、基本的には末端のほうで仮需的なものがあったということですよね。それが総需要量の推移の18、19、20年のところで小麦の需要量の変化が起こっているわけです。麦価の引き下げは、去年10%、30%、10%の3回ですから、要するに50%以上に小麦粉価格が上昇しているわけで、それは結局パンやめんの消費にもかなりの影響が起こっていると思うのです。それが需要見通しで全く今までどおりだとおっしゃる背景がよくわからないのです。そこのところを、きちっと足下の統計データとか、そういったもので踏まえて、そういう推定でいいんだということになっているのかどうなのですか。そこのところをもう少し詳しく御説明されたほうがいいのではないかと思います。

○林部会長 そうですね。それでは、これはすぐお答えいただけますか。

○塩川食糧貿易課長 まず、2ページの総需要量の数字はディマンドというか、政府が製粉企業に販売をした数量でございますので、おっしゃるとおり仮需という形の増減が出るということで、先ほど申し上げましたように、18年、19年の数字が若干異質なので、その部分を除いた5年中3年平均で計算をしているということでございます。

次に、最近の小麦製品の動向をしっかりと把握して見ているのかということでございますが、直近の数字がなかなかないので、家計調査の数字を見ているところでございます。4月から1月までの数字を見ますと、例えばパンでいきますと、19年度は1世帯当たり33.97kg。これが20年度になりますと33.13kgということで、差はわずか0.84kgのマイナスになっておるわけです。

一方めん類のほうを見ますと、同じように1世帯当たりのkgでございますが、19年度は27kg、20年度は27.27kgということで、逆にここは0.27kg上がっているということで、昨今麦製品の価格の上昇が、若干値ごろ感が出てきた米の消費の回帰につながっているというマスコミ報道もあるのですが、我々のほうとしては、そのことを端的に表している数字がなかなかないなということ、また、4月から、先ほど申し上げましたように、5銘柄平均で14.8%下げること踏まえて、当面は今までの平均という数字で置くのが妥当ではないかなという見直しをしているということでございます。

○林部会長 ただいまの御説明でよろしいでしょうか。

○岩崎委員 若干、個人的には腑に落ちないのですが。

○林部会長 実際にはこの間、何十年ぶりに価格転嫁をされたところが多いのですが、例えば食堂で食べるそばのレベルでいうと、全体を占める価格に対して、5%とか3%ぐらいが小麦の原価です。ですから、今おっしゃるほど大きくは動かなかった。パンの場合でも、特に菓子パンはもう少し高いように思いますが、全体で需要が激減するような状況は、去年のあの状況でも起きていなかったということは言えるのではないかと思います。特に、今年の見通しのところでは、14%原料を下げますが、去年の経過を踏まえて考えるときに、大きな変化はないだろうということだろうと私は理解しております。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ただいまの需要量に関連して申し上げますと、私ども業界の実感といたしましてですが、全体としましては少子高齢化という流れがございますので、過去数年は小麦あるいは小麦粉の需要量は、毎年0.5%ずつぐらいは減っているような感じを持っております。

そういうトレンドの中で、去年は大幅な値上げ、あるいは景気後退が特に昨年後半にございまして、特に11月以降かなり瞬間風速ではありますが、全体需要が落ち込んでいることは事実です。実感としましては、3%~5%ぐらいは前年より落ちているという、これは業界としては非常に異例な事態ではあります。ただ、それも一時のことであろうかなと思っています。4月以降、あるいは5月以降は回復に向かうであろうと。そういう面から全体的に、年間を押しなべて申し上げますと、昨年と同程度の需要量になる可能性はあるなど見ております。

○林部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ありますか。

深川委員、どうぞ。

○深川委員 関係ないのですが、10ページの間接報告で、輸入麦の政府売渡ルール検討会の報告が出ていて御説明あったと思うのです。これは8回ほど早急に改定しなければいけないとって会合したのだが、やっぱり策定できませんでしたというのは、特定の理由が、非常に利害が錯綜してできないのか、あるいは状況が非常に行ったり来たりして大変だったのか、その辺を伺えれば。

○塩川食糧貿易課長 去年の11月29日に立ち上げて、先ほどの資料にございますように、精力的にヒアリングをやって、その後1月29日に一番影響が出る製粉業界の方にも来ていただいて意見交換をしたわけです。製粉業界とすれば、ルール変更に伴って、例えば価格転嫁の仕方だとか、輸入の仕方が変わるのではないかと、いろいろ御懸念があって、早急に結論を出すところまでいかないの、もう少し意見交換を続けなくてはならないということです。ルール検討会のほうで、そういうことで10ページの1の(4)にございますように、「これらの点に関し、製粉業界等と意見交換を続けているところであり、本検討会としての結論を出すには、更に意見交換が必要」ということとございまして、行ったり来たりというよりも、もう少し論点を詰めていくべきという感じだったと思います。

○林部会長 富士委員と藤岡委員、順番にどうぞ。

○富士委員 今回の輸入麦の政府売渡のルールの検討についてですが、去年の上げ下げはかなり劇的で、ジェットコースターと言われますが、そういう意味では大幅な異例な事態だと思うのです。だから、そういう事態を前提にするということではなくて、これから食糧の需給変動は必ず起きますが、そういうところを見る必要があるのだと思います。

そういう意味では、価格改定を毎月やるとか、SBSを拡大するとかということについて慎重に検討をするべきだと思います。

輸入麦の外麦だけではなくて、国内産麦のほうは80万トン強ありますが、そこが播種前に契約をして入札するという価格形成をしておりますので国産麦との関係も十分考慮して検討していただきたいと思えます。

○林部会長 ありがとうございます。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 1点だけお伺いします。4ページに需給見通しの期末在庫量が出ていますが、備蓄としてほとんどを外国産に依存している我が国として、78万トンぐらい、1.8カ月分ぐらいの在庫で、今のいろんな世界の気候変動だとかを考えてみますと、非常に危険性があるのではないかなという感じは私はしています。

特に、去年の価格の乱高下にも関連あると思えますが、世界的に温暖化傾向、特にオーストラリアだとかアメリカの大干ばつを考えますと、食料安保という面からも、この量の備蓄でいいのかなという感じがしました。その辺の考え方を伺います。

○塩川食糧貿易課長 輸入麦の備蓄につきましては、従来、2.6カ月ということを持っておりましたが、その後、技術進歩から代替国からの輸入に要する期間は大体0.3カ月ぐらい減っていること、過去最大の備蓄の取崩しが1.8カ月であったということで、17年度には2.3カ月に縮小しております。2.3カ月のうち、民間が必要な流通在庫を持っているということから、政府は1.8カ月で、残りの部分を民間の流通在庫で0.5カ月持っています。現在でもその分を含めると、2.3カ月という形で運用しているところでございます。

○林部会長 米濱委員、どうぞ。

○米濱委員 先ほどの需給の関係のことで、我々外食産業としては、小麦は前年対比ですとずっとあまり変わっていませんでしたが、9月、10月以降非常に落ち込んでおりまして、先ほど3%なり5%と言いましたが、もっと大きいのではないかなと。10%ぐらいまで落ちているところは多いという実情で、今のところ非常に落ち込んでおります。これが5月、6月本当に上がってくればいいのですが、全体には外食産業は非常に落ち込んでおるといのが実情です。

もう一つ、我々国内の小麦を使っていきたいのですが、品質が落ちるといのです。価格は高いのに品質が落ちる。ですから、いろいろな用途においての品種改良なりをもっと強力に進めていかないと、内麦を使うことについての需要が増えていかないのではないかとということで、ぜひこの研究開発を進めていただきたいと思えます。

以上です。

○林部会長 研究開発官から。

○尾関研究開発官 麦の品種開発です。今日お配りの参考資料の24ページと、その裏の25ページのあたりに、麦の新品種のことをまとめさせていただいております。私ども、平成11年度から一生懸命麦の品種開発に取り組んできておりまして、右のほうにございますように、北海道から九州にかけて、平成11年度以降、めん用、パン用とか、実需の方の評価をその都度受けながらそれぞれ新しい品種を作って、括弧の中でそれぞれの奨励都道府県を書いておりますが、少しずつ進んできている状況でございます。

す。

この中で、とくにめん色とか、病気に弱いということで耐病性、それからパン用とか、そういうより加工適性に優れたものの品種開発をそれぞれ戦略的に進めておりまして、裏の25ページに導入事例を幾つか紹介させていただいております。この25ページの左の真ん中あたりに日本めん用小麦で北海道と書いてございますが、北海道、現在ホクシンが10万haぐらいでございますが、18年にA S Wに匹敵する製めん適性を持つ「きたほなみ」というものを開発しまして、これについては実需のほうから製めん適性が非常にいいという評価をいただいておりますので、こういった新しい品種に逐次品種を転換をするということで、実需の方のニーズに合わせて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。

藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 3点ほど、質問を含めて発言させていただきたいと思っております。

まず需給の関係ですが、米と麦と両方委員ということで見ていると、米はずっとダウントレンドにもかかわらず、なぜ麦だけがずっと前年と同じなのかという素朴な疑問があります。何でなのでしょうということを聞いてみたいのです。一つは、さまざまな実需者が絡んで、いろんな食べ方の提案だとかいうことがあるのかなと思っておりますが、その辺のマクロ的な分析は何かあるのであれば教えていただければなと思っております。そうした知見がぜひお米の分野でも生かされるのであれば、需要増につながるのではないかと思います。

2番目は、麦の収支の8ページ目のところです。首相の素早い御決断によって、10月の麦の価格を一定程度抑えていただいたというのは私たち生活者にとって非常にありがたかったと思っております。ただ、その次のページの売渡ルールですが、上げるときにゆっくり上がっていくという形。下がるときもゆっくり下がっていくという格好になるのですが、どうしても10月、11月ぐらいがちょうど派遣の問題だとか不況の問題だとか、一番激しいときに麦も上がりましてし電気料金も上がったということで、タイミングの問題はあるのかなと思っております。そうした面においては、売渡ルールの検討会はぜひ精力的な検討をしていただきたいというのと、ヒアリング対象に、消費者にダイレクトに聞くのもどうかとは思いますが、実需者の先にさらに消費者がいるということも意識して検討、論議をしていただきたいなと思っております。

8ページの表にあるように、内麦振興費として915億円使っていると出ております。これらについては、今回は収支714億ということで、消費者のほうにある程度の対応をしていただいたということでこれだけ広がったと思っておりますが、基本的にはこの内麦振興費の大部分は消費者がふだんの生活の中で負担しているということで、その使い道についてはぜひ意識して開示をしていただきたいと思っております。

それについては、23ページに国内麦に関する支援というのが出ていて、今回、この麦の内麦振興費は広く品目横断の財源に使われているという部分があって、こちらの

部会ではこうした形の表にならざるを得ないのかもしれないのですが、トータル的に日本の農業を消費者がどんな形で応援しているのかということもコミュニケーションをとる手段として考えていただきたいと思います。品目横断の中のインプットとしてこういうふうに使われて、品目横断はどれだけ使われていて、どんな国内の農家に支援されているのかと、そんなことについても意識的に情報開示をしていただきたいと思います。

以上3点です。

○林部会長 ありがとうございます。

○塩川食糧貿易課長 幾つか御意見をいただいているので、全体的に答えさせていただきます。まず、富士委員から、改定ルールにつきまして外国産麦だけではなくて80万トンを作っている国内生産についても考慮をしてほしいという御意見がございました。国内産麦につきましては、今のルール改定の方式であっても、播種米契約で実際に引き取られるときの外国産麦と国内産麦との価格関係が問題であって、価格改定回数が増えることと直接関係ないのではないかという御議論が行われていると承知しております。

米濱委員から、対前年比、外食産業はかなり落ち込んでいるという状況。特に、輸入麦の価格の上げが製品価格に影響します。先程部会長から製品価格に占める麦価格はわずかだと発言がありましたが、若干でも価格が上がると、消費にブレーキがかかってくる面もなくはないということを感じております。国が4月以降14.8%価格を下げまして、製粉会社も、少しタイムラグがありまして、5月以降順次引き下げていきますので、それが外食産業あるいは小麦の製品に反映することによって、製品価格が下がればまた消費行動も変わっていくのではないかと見ているところでございます。

藤井委員から、米と麦の動きが合っていないという御指摘でございます。よく米の消費が減ったのはパン食に変わったからではないかという素朴な疑問もあるわけですが、これは先ほどのミニマム・アクセス米に関する報告書の3ページにございますように、米の消費が減った部分はカロリーベースで見ますと、明らかに畜産物あるいは油脂との代替でございまして、麦につきましては供給熱量割合はほぼ変わっていない。小麦粉の中では、例えばうどんからパンというのはあるかもしれませんが、小麦としての消費はそう変わっていないと見ているところでございます。

ルール改定の話で、消費者の意見もという御意見がございました。参考資料の9ページの右上に検討会の委員名を5名載せてございますが、実需者あるいは外食産業とかいう方ではなくて、消費者とマスコミと大学の先生というように、どちらかという消費者サイドに立った、あるいは客観的な方の御意見を聞けるような形になっています。ただ、そこは逆に偏らないように、ヒアリングという形でいろんな意見をお聞きしたり、あるいは実際に製粉業界と直接意見交換という形でバランスをとりながらやっているというところでございます。

最後に、マークアップの使い道につきましては、来年以降、消費者にとってどのような形が一番わかりやすいのかというのを考えながら作りたいと思います。

○林部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、麦の需給に関する見通し（案）につきましては、ほぼ前年度並みという見通しでここに書かれておりますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長 ありがとうございます。それでは、先ほどと全く同じように、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により、出席委員の過半数が賛成ということでございますので、適当と認める旨議決し、さらに農林水産大臣への答申としたいと思えます。

その答申案を今お配りいただきたいと思えます。

これにつきましては、また先ほどと同じように読み上げませんが、これで御了解いただけますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長 ありがとうございます。

それでは、本日予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。最後になりますが、本日の議事につきましては、議事録として整理し公開することとなります。その整理につきましては、恐れ入りますが私に御一任いただけないかということですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長 ありがとうございます。

総合食料局長あいさつ

○林部会長 それでは、最後に局長からごあいさついただきます。

○町田総合食料局長 それでは、一言御礼を申し上げます。本日は年度末の本当に押し詰まったときに御出席をいただきまして、また、御熱心に御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

2点諮問をさせていただきましたが、それぞれ適当と認めるという御答申をいただきました。重ねてお礼を申し上げる次第でございます。本日大変多くの貴重な御意見をいただいたわけでございますが、特に一つ、部会長からも言っていたいただきました、ミニマム・アクセス米の報告書の件がかなり御議論いただきました。竹内議員からも御指摘がありました。やや遅きに失したのではないかという点はあるかと思えますが、このミニマム・アクセス米に関します情報を体系的に、できるだけわかりやすくお示しをしたい。また、特に今後、いろいろと農政の議論もあります、WTOも行ってあります。そういった中で、いろいろ御議論の材料と言っては何ですが、ということで提供をさせていただいたところでございます。いろいろ御意見いただきますように、まだまだ不十分なところ、また、加筆したり改めたら良いところもあるかと思えます。初めての取り組みでございますので、今日いただいた御意見を踏まえまして、さらに充実したものにしていきたいと思っております。

私どもの施策、今、林会長のもとで5年に一度の見直しをしております。また、昨年大変御迷惑をかけてしまったのでございますが、事故米の問題も反省をし、法案も出させていただいております。水田フル活用ということで、これも法律を出させていただいております。枝元からお話をさせていただきましたように、この法案が成立した際には、また基本方針等について御意見を伺うことになろうかと思っております。

私どもの施策、本当に納税者の皆様、また消費者の皆様の御負担で進めさせていただいておりますので、このミニマム・アクセス米の情報に限らず、できるだけわかりやすい形でお示しをして、また、忌憚のない御意見を委員の皆様、国民の皆様からいただいて進めてまいりたいと思っております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○石塚米流通調整官 どうもありがとうございました。

次回開催日程について

○石塚米流通調整官 それでは、次回の食糧部会の日程でございますが、通常であれば7月開催になりますが、それよりも前に、先ほど説明しました米粉なりエサ米法案に基づきます基本方針の御審議をお願いすることがあり得ますので、そのときはよろしく願いしたいということでございます。いずれにしましても、具体的な日程につきましては皆様の御都合をお伺いした上で、追って御連絡したいと思っております。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会